

研究部会運用内規・規約について

福山 淳

プラズマ・核融合学会定款

研究部会内規（試案）

研究部会規約

他学会の部会相当に関する内規

- 日本原子力学会研究部会規程
- 日本原子力学会 計算科学技術部会規約
- 応用物理学会分科会規定
- 応用物理学会プラズマエレクトロニクス分科会規則
- 日本物理学会細則
- 日本物理学会・領域2運営規則
- プラズマ・核融合学会専門委員会内規
- プラズマ・核融合学会研究部会内規（今後理事会で検討）
- 計算科学技術研究部会（仮称）規約

プラズマ・核融合学会定款

* プラズマ・核融合学会定款（新）

▶ 第9章 任意の組織

- （委員会等の設置）
- 第51条 本会の法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、委員会等（委員会、研究部会等）を設置することができる。
- 2 委員会等の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会等は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない。

プラズマ・核融合学会専門委員会内規

1. 専門委員会は、研究調査専門委員会と委託調査専門委員会に区分し、企画委員会を経て理事会に直属する。設置、修了、延長等は企画委員会で決定し、理事会に報告する。
 - 1.1. 研究調査専門委員会は、プラズマ・核融合に関する特定の課題の研究・調査を行い、当該分野の活性化と発展に資するとともに、研究者の育成を目的とする。
 - 1.2. 委託調査専門委員会については別に定める。
2. 設置期間は2～3年とし、特別な理由のあるときは延長を認める。
3. 研究調査専門委員会（以下委員会と称する）は主として学会員で構成するが、他学会等との連携が必要な場合は、他学会会員も含める。なお構成員は、主査（主査：学会員）1名、幹事1～2名、委員30名以内とする。
4. 委員会は、原則として終了時に所定の様式の報告書を作成すると共に、簡潔な概要を学会誌に掲載する。
5. 委員会の事務は、原則として各委員会の幹事が行う。
6. 委員会の活動費として、1委員会に年10万円程度を補助する。

研究部会内規（案）

（目的）

1. 研究部会は、定款第51条に基づき、プラズマ・核融合に関する特定の専門分野において、部会員相互の情報交換ならびに連絡調整を図ると共に、当該分野の活性化および人材育成に資することを目的とする。

（設置・運営）

2. 研究部会の設置と改廃および規約の制定は企画委員会が提案し、理事会が決定する。

（設置期間）

3. 研究部会には設置期間を設けない。

（構成）

4. 研究部会は、参加を希望する学会員をもって構成し、部会長1名および幹事若干名からなる幹事会をおく。

（委員）

5. 部会長ならびに幹事は、会員のうちから、理事会が選任する。

（事業）

6. 研究部会は、ニュースの配付、部会報の発行、研究会、セミナー、講演会、講習会等の開催、その他必要な事業を行う。事業を行うにあたっては、国内外の関連する学協会や諸機関と協力し、共催することができる。

（報告）

7. 研究部会は、年度毎に事業計画と事業報告について企画委員会に報告し、その承認を得ると共に、簡潔な概要を学会誌に掲載する。

（事務）

8. 研究部会の事務は、原則として各研究部会の幹事会が行う。

専門委員会内規・他学会内規との比較

* 専門委員会内規と異なる点：

- ▶ 設置期間を設けない。
- ▶ 設置などの決定は企画委員会ではなく、理事会決定事項とする。
- ▶ 希望する学会員は部会員になることができる。
- ▶ 部会員を学会員に限定した。
- ▶ 部会長と幹事を、定款の委員とみなし、理事会が選任する。
- ▶ 事業計画と事業報告は企画委員会の承認事項とした。

* 原子力学会の部会や応用物理学会の分科会と異なる点：

- ▶ 定款により、部会長と幹事を部会員の互選ではなく、理事会の選任とした。（幹事会からの推薦は可能かもしれない）
- ▶ 部会費は徴収しない。（将来は必要になるかもしれない）

部会規約について

* 部会の名称

- ▶ 計算科学技術研究部会
- ▶ 計算科学研究部会

* 目的

- ▶ プラズマ・核融合に関する計算科学分野において、部会員相互の情報交換ならびに連絡調整を図ると共に、分野の活性化および人材育成に資すること

* 活動内容

- ▶ ニュースの配付，部会報の発行
- ▶ 研究会，セミナー，講演会，講習会等の開催
- ▶ 部会総会の開催